

仕様書

1. 件 名

令和6年度地域デジタル人材育成・確保推進事業（デジタル人材育成プラットフォーム運営事業）

2. 背景・目的

地方を活性化し、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」を実現すべく、地域の企業・産業のDXを加速させるため、経済産業省では、必要なデジタル人材を育成・確保するためのプラットフォームを構築するとともに、デジタルスキル標準を整備したところ。

また、生成AI等の最新技術の利活用などデジタル化は不可逆的に進展している中で、各国ではデジタル投資が加速しており、デジタル技術の活用の成否が企業・産業の競争力に直結する。地域企業・産業が、こうした動きに取り残されることなく、生産性を向上し、付加価値を生み出していくためには、デジタル技術を活用した業務・ビジネスモデルの変革（デジタルトランスフォーメーション（DX））を実行していくことが不可欠である。

一方、地域の企業・産業のDXの担い手となるデジタル人材の育成については、民間の取組が徐々に進んでいるものの、DXの進展に伴うデジタル人材需要の高まりに追いついていない状態であり、学び直し（リスキリング）による職種転換への期待も高まっている。デジタル人材は都市部やIT企業に偏在している状況であり、特に地域のユーザー企業においては人材獲得が困難な状況にあることから、デジタル人材の育成・確保は喫緊の課題である。

本事業では、地域の企業・産業のDXを推進させるために必要なデジタル人材を育成・確保するデジタル人材育成プラットフォーム※を運営するため、以下の事業内容を実施する。

（※）デジタル人材育成プラットフォーム

デジタル人材育成プラットフォームの全体像は以下のとおり。1～3層で構成され、2、3層事業を「マナビDX Quest」と呼称する。なお、将来的には国の介在無く運営される状態（自走化）を目指すこととしている。

デジタル人材育成プラットフォームの概要

3層：地域企業協働プログラムの実施
➤ 地域の現状や企業経営に対する理解力を有し、実践的なデジタル実装能力を持つデジタル人材の育成・確保を目指し、以下のケーススタディ教育プログラム等を通じて一定のスキルを身につけた人材が地域企業とマッチング・協働し、実際の企業の課題解決にチームで取り組むプログラムを実施。本事業では、本プログラム運営事業者のサポートを行う。
2層：企業データに基づく実践的なケーススタディ教育プログラム※ ¹ の実施
➤ 地域企業協働プログラム参画の前段階として、データ付きのケーススタディ教材※ ² を用いて、架空の企業へのデジタル技術導入を一気通貫で疑似体験するオンライン教育プログラムを実施。本事業では、本プログラム運営事業者のサポートを行う。
1層：オンライン教育ポータルサイト「マナビDX」（ https://manabi-dx.ipa.go.jp/ ）の運営
➤ デジタル人材に求められるスキルを自ら学べるよう、民間事業者等と連携し、スキル標準に対応した教育コンテンツを掲載するほか、上記の各プログラムを紹介。

3. 事業内容

(1) プラットフォームの全体設計・全体管理

本事業受託者（以下、「事務局」という。）は、企業データに基づく実践的なケーススタディ教育プログラム運営事業者（以下、「2層運営事業者」という。）及び、地域企業協働プログラムの運営事業者（以下、「地域ハブ団体」という。）と連携し、以下の事項を考慮してデジタル人材育成プラットフォームの全体設計・全体管理を実施する。

- ① ケーススタディ教育プログラム及び地域企業協働プログラムの運営について、「ビジネスにおける実課題をデジタルを活用して解くことができる人材」及び「企業の個別状況に応じDXを推進できる人材」の育成を図るため、2層運営事業者及び地域ハブ団体と情報連携体制を構築すること。また、各事業者との間における情報の取り扱い方法については各事業者及び経済産業省と協議の上決定すること。なお、各プログラムにおいて習得できるデジタルスキルはDX推進スキル標準と対応することとしている。

（※）DX推進スキル標準については以下を参照すること。

- ・ デジタルスキル標準（経済産業省）

https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/jinzai/skill_standard/main.html

- ・ デジタルスキル標準（DSS）（IPA）

<https://www.ipa.go.jp/jinzai/skill-standard/dss/index.html>

- ② 「マナビDX Quest」募集サイト（プログラム横断の、各プログラムへの応募導線となるサイト）の構築・運営を行うこと。なお、各プログラム内容の掲載にあたり、事業者間で不公平の出ないよう努めること（例：初回告知タイミングを合わせる等）。また、令和6年度2層受講生に向けて募集サイトへの誘導を行うよう、2層事業者へ指示するとともに、マナビDX Quest修了者コミュニティ※向けに、募集サイトへの誘導を行うこと。
- ③ 「マナビDX Quest」クリエイティブ（情報発信のためのリーフレット等）の作成を行うこと。
- ④ ケーススタディ教育プログラム及び地域企業協働プログラムの修了者に対して、オープンバッジ等の修了証を発行することとし、発行物の詳細等は2層運営事業者及び地域ハブ団体ならびに経済産業省と協議の上、決定すること。
- ⑤ 経済産業省に対して事業の全体設計状況について報告を行うこと（報告の頻度等は経済産業省と協議の上決定すること）。また、各プログラム運営期間中を含め、経済産業省からの事業運営に関する相談受付・サポートを適宜行うこと。

※修了者コミュニティ

AI Quest（前身事業である「AI Quest（2019年度 成果報告書 Connected Industries推進のための協調領域データ共有・AIシステム開発促進事業/AI Quest（課題解決型AI人材育成事業）に関する調査事業、令和元年度戦略的基盤技術高度化・連携支援事業（中小企業のAI活用促進に関する調査事業）、令和2年度中小企業戦略的情報化等委託費（AI人材連携による中小企業課題解決促進事業））」修了者コミュニティ、令和4・5年度マナビDX Quest修了者コミュニティ

(2) 企業データに基づく実践的なケーススタディ教育プログラムの運営事業者の支援

事務局は、企業データに基づく実践的なケーススタディ教育プログラム※¹運営事業者に対して、プログラム設計・実施に関する助言・レビュー等を実施する。なお、実施にあたり、企業データに基づく実践的なケーススタディ教育プログラム運営事業の実施計画書（募集要領）も参照すること。

・公募事業名：令和6年度地域デジタル人材育成・確保推進事業（企業データに基づく実践的なケーススタディ教育プログラム実証事業）

2層運営事業者に対して、以下のとおり支援を実施する。

- ① デジタル人材育成プラットフォームやケーススタディ教育プログラムの詳細、受講生に対する説明方法・コミュニティ形成ノウハウ等、効果的にケーススタディ教育プログラムの運営を実施するための説明会や研修を実施すること。原則オンラインを想定し、実施規模等は経済産業省と協議の上、決定すること。

具体的には、(a) デジタル人材育成プラットフォームやケーススタディ教育プログラムの詳細、(b) プログラム設計のノウハウ、(c) 効果的にケーススタディ教育プログラムを運営するにあたってのノウハウ（受講生募集、教材選定・利用、コミュニティ形成等）に関して説明・研修を実施する。

- ② プログラムの自走化にむけた検証ポイントを設定し、検証・とりまとめ方法等の助言を行うこと。
- ③ プログラム設計にあたっての助言を行うこと。また、プログラム設計完了時のレビュー・承認を行うこと。なお、2層運営事業者は、経済産業省から提供するケーススタディ教材※²を適宜活用することができる。ただし、提供する教材の利用は任意であり、自由に設計することが可能。

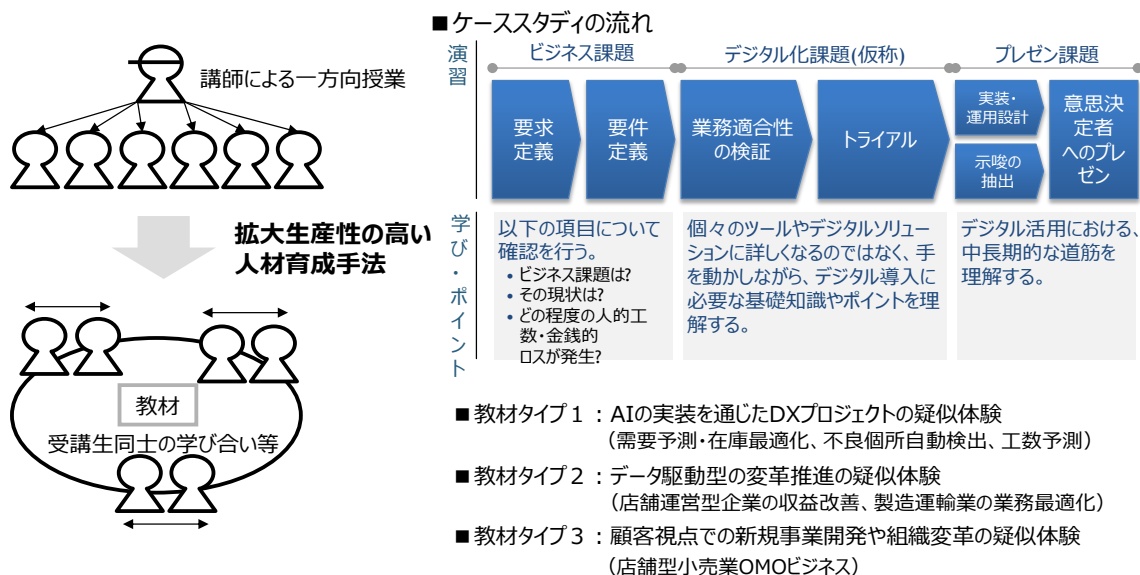
また、2層運営事業者の採択団体数は最大2団体を予定している。なお、採択予定件数は、公募時点での想定であり、今後、変更になることがある。

(※1) ケーススタディ教育プログラムの実施イメージ

2層：ケーススタディ教育プログラム

マナビDXクエスト
MANABI-DELUXE-QUEST

- データ付きのケーススタディ教材を用いて、受講生が2カ月程度、架空の企業へのAI活用を含むデジタル技術導入を一気通貫で疑似体験するオンライン学習プログラムを実施。
- 受講生同士が互いに教え合い・学び合うなど、自ら手を動かすことで、企業における以下の3種類の課題解決手法を身に付けることができる。



(※2) ケーススタディ教育プログラムの教材イメージ

(参考) 2層 ケーススタディ教材について

マナビDXクエスト
MANABI-DELUXE-QUEST

- 過年度教材は3タイプ6テーマの用意があり、運営事業者は任意に活用可能
- また、教材に付属して、DX初学者に向けて、手順通りに進めることで、データ分析～デジタル実現性検証までの一連のプロセスを体験可能な“初学者ガイド”の用意あり

教材タイプ1 AIの実装を通じたDXプロジェクトの疑似体験

- AIモデルの構築・検証と、組織への展開方法を学べる教材
- 「課題解決のためのAI実装プロジェクト」の疑似体験を通じて、AIモデルの構築/評価から、実装運用・展開計画までを策定
- 最後に、全社DX変革に向けた検討アプローチを体験

<教材テーマ>

- ① 需要予測・在庫最適化 (小売業)
- ② 不良箇所自動検出 (製造業)
- ③ 工数予測 (製造業)



教材タイプ2 データ駆動型の変革推進の疑似体験

- データ分析による課題特定方法と、技術検証・組織への展開方法を学べる教材
- 企業情報・データを基に、主要課題の特定/デジタル技術を用いた解決策を検証し、DX推進施策の展開や組織変革の検討アプローチを体験

<教材テーマ>

- ① 収益改善 (店舗運営型企業)
- ② 業務最適化 (建築製造)



教材タイプ3 顧客視点での新規事業開発や組織変革の疑似体験

- 顧客視点でニーズを把握し新規事業を開発する方法と、新規事業を実現するための組織変革を学べる教材
- 企業や業界情報・顧客の声等を基に、新規事業のアイデア出し/評価を行いビジネスシナリオを策定。その実現に向け組織変革を設計

<教材テーマ>

- ① 店舗型小売業OMOビジネス



(3) 地域企業協働プログラムの運営事業者の支援

事務局は、地域ハブ団体^{※3}に対して、プログラム設計・実施に関する助言・レビュー等を実施する。なお、実施にあたり、地域ハブ機能実証事業の実施計画書（募集要領）も参照すること。

・公募事業名：令和6年度地域デジタル人材育成・確保推進事業（デジタル人材育成における地域ハブ機能実証事業）

地域ハブ団体に対して、以下のとおり支援を実施する。

- ① デジタル人材育成プラットフォームや地域企業協働プログラムの詳細、参加候補企業^{※4}に対する説明方法・ノウハウ等、地域企業協働プログラムの案件組成及び効果的に地域企業協働プログラムの伴走支援を実施するための説明会や研修を実施すること。原則オンラインを想定し、実施規模等は経済産業省と協議の上、決定すること。
具体的には、(a) デジタル人材育成プラットフォームや地域企業協働プログラムの詳細、(b) プログラム設計にあたっての留意事項やノウハウ、(c) 事業実施にあたってのノウハウ（受講生開拓・企業開拓、案件組成、効果的な伴走支援 等）に関して説明・研修を実施する。
- ② プログラムの自走化にむけた検証ポイントを設定し、検証・とりまとめ方法等の助言を行うこと。
- ③ プログラム設計にあたっての助言を行うこと。また、プログラム設計完了時のレビュー・承認を行うこと。
- ④ 各地域ハブ団体の検討状況を踏まえ、統一した受講生募集開始時期を決定し、各地域ハブ団体に指示すること。

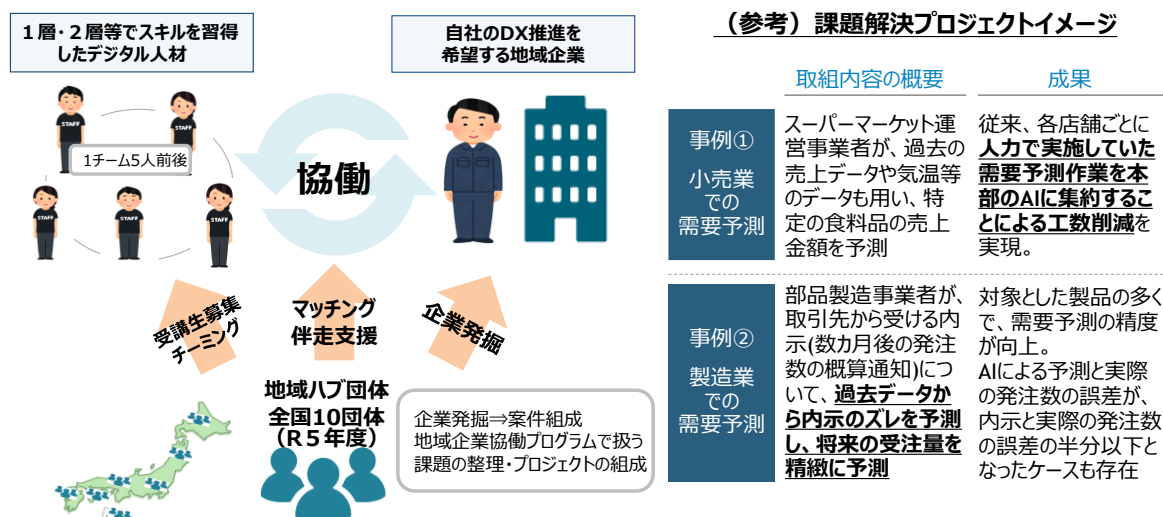
また、地域ハブ団体の採択団体数は全国最大10団体を予定している。なお、採択予定件数は、公募時点での想定であり、今後、変更になることがある。

(※3) 地域ハブ団体のイメージ

3層：地域企業協働プログラム（地域ハブ機能実証事業）

マナビDXクエスト
MANABI-DELUXE-QUEST

- DX推進に課題を有する実際の中小企業等の参加を得て、受講生がチームとなって2カ月程度、企業と協働し、デジタル技術の実装に取り組むプログラム。
- プロジェクト設計やデジタル技術の能力のみならず、当該企業社員との交渉や経営陣への提案等の経験を通じて、AI活用を含むより実践的なDX推進能力を身に付ける。



(※4) 参加候補企業のイメージ

地域企業協働プログラムにおける参加候補企業・デジタル人材のイメージ

- 地域企業協働プログラムにおいては、デジタル化の状況を問わず、最終的にDXを目指す企業を対象とする。
- 具体的には以下、3つの段階にある企業を想定し、デジタル人材と2か月間検討を進める。

本事業において発掘の対象となる企業課題（想定）	企業のDXの状態		2か月間で取り組むことのイメージ
	デジタル化構想・設計（パターン1）	DXへの取組み意欲が高い。何からどう進めるべきかを検討し、具体的なアクションに移していきたい。	DXへの意識醸成支援DXの推進計画の策定 ●現状把握・課題特定 ●打ち手の検討 ●DX導入・展開計画の策定
	デジタル化設計・検証（パターン2）	構想/テーマが決まっており、データがゼロではない。今後のプロジェクトの具体化(取組み判断)や初期的な検証(PoC)を実施したい。	DX施策具体化・効果検証 ●今後の取組み方針の検討/計画策定 ●PoCの実施(モデル開発等) ●本番実装・運用・展開計画の作成等
	デジタル化実装・運用段階	モデルやシステムは構築・検証済みであり、実装・運用していきたい。	システムの開発・運用・改善 ●システム実装のための運用環境の構築・整備 ●既に運用しているシステム・モデルの改善
対象外 ※企業とデジタル人材間の合意があれば、終了後に継続実施も可能			
	DX構想（パターン3）	デジタル化の取組みは一定進んでおり、それらを活用した新しいビジネスモデルを創出したい。	新たなビジネスの計画検討 ●新事業アイデアのプレスト/評価 ●実現までのロードマップの策定

地域企業協働プログラムに参加するデジタル人材は以下を想定（全国の学生、社会人から募集）

- 2層「ケーススタディ教育プログラム」を修了し、企業においてDXを推進する上でベースとなるビジネススキル・デジタルスキルを身につけた人材（2層の取組内容：企業課題の整理、課題解決に向けた検討の進め方、意思決定者へのプレゼン資料作成）
- プログラム終了まで辞退/離脱しないことを約束でき、主体的に企業と“協働”する意欲のある人材
- 取組時間の目安として、週に6時間以上の時間の確保が可能な人材

(4) 昨年度事業の成果のフォローアップ、修了者コミュニティの活用・運営方法等の検討

- ・ 令和5年度マナビDX Quest修了者、協働先企業へのアンケート（Webアンケートを想定）・ヒアリング、参加者所属企業へのヒアリングを実施するなどし、成果のフォローアップを行うこと。ヒアリング候補及び実施規模等は経済産業省と協議の上、決定すること。
- ・ 上記を元にまとめた広報用の成果物（インタビュー記事等を想定）を作成することとし、成果物の詳細等は経済産業省と協議の上、決定すること。
- ・ 当事業の2層運営事業者及び地域ハブ団体と適宜協議のうえ、マナビDX Quest修了者コミュニティの管理（令和6年度修了者に対するコミュニティの案内について案内内容を2・3層運営事業者提供、メンバー管理、入会手続き等）を行うこと。なお、過去の修了者コミュニティの情報については別途経済産業省から提供する。

(5) デジタル人材育成プラットフォームの自走化に向けた検討・全体取りまとめ

2層運営事業者及び地域ハブ団体の事業成果を踏まえて、各社へ適宜ヒアリング等を行い、自走化後のデジタル人材育成プラットフォームの在り方・検証ポイント・論点の検討に対する示唆出しを実施すること。

4. 事業実施期間及びスケジュール

委託契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

令和6年4月～7月末	契約締結、事業の方向性等調整 (1)(2)(3) 自走化に向けた検証ポイントの設定/プログラム全体設計、プログラム設計・実施に関する助言・レビュー、説明会の実施 (1) 募集サイトの構築・運営
8月～令和7年1月末	(1) 適宜、経済産業省からの事業運営に関する相談受付・サポート
～3月末	(4) 昨年度事業の成果のフォローアップ、修了者コミュニティの管理 (5) デジタル人材育成プラットフォームの自走化に向けた検討・全体取りまとめ 事業報告書提出

5. 事業全体における留意事項

- ・ 事業の実施に当たっては、以下の事業等における成果・検討等を参考にすることが望ましい。
○令和元年度戦略的基盤技術高度化・連携支援事業（中小企業のAI活用促進に関する調査事業）最終報告書（2020年3月27日）
https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2019FY/000825.pdf
○令和2年度中小企業戦略的情報化等委託費（AI人材連携による中小企業課題解決促進事業）報告書
https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/jinzai/AIQuest2020_Report.pdf
○デジタル時代の人材政策に関する検討会（実践的な学びの場ワーキンググループ）
https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/digital_jinzai/jissenteki_mana_bi_wg/index.html

○令和３年度ＡＩ人材連携による中小企業課題解決促進事業（デジタルスキル・レベルに係る指標のあり方に関する調査）

○令和３年度戦略的基盤技術高度化・連携支援事業（高度デジタル人材による地域中小企業デジタル化支援可能性調査）

○令和３年度我が国におけるデータ駆動型社会に係る基盤整備（民間企業におけるデジタル人材育成コンテンツ提供及び人材活用状況に係る調査）

○令和３年度補正予算「地域デジタル人材育成・確保推進事業（現場研修プログラム候補の案件組成事業）」

○令和３年度補正予算「地域デジタル人材育成・確保推進事業（現場研修プログラム一覧作成・分析及び地域団体等の能力向上・ネットワーク促進事業）」

○令和４年度地域デジタル人材育成・確保推進事業（デジタル人材育成プラットフォーム運営事業）

○令和５年度地域デジタル人材育成・確保推進事業（デジタル人材育成プラットフォーム運営事業）

- ・ 事業実施に当たっては経済産業省と十分に調整を行い、その指示に従うとともに、進捗状況について定期的な報告を行うこと。定期的な報告の頻度等は経済産業省と協議の上決定すること。
- ・ 上記頻度によらず、経済産業省から事業に関する報告や作業要求があった際には、速やかに対応すること。
- ・ 事業実施に際して、仕様書に定める事項の詳細、仕様書に定めのない事項、その他作業上不明な点については、経済産業省と協議すること。
- ・ 事業実施内容について、社会情勢の変化等の外的要因により、想定していた事業内容の実施が困難となった場合には、実施可能な方法を経済産業省と改めて協議すること。
- ・ 事業実施に必要な人員を確保することで、計画通りの日程で実施できるよう努めること。
- ・ 特に、分析結果については複数人による確認を行なうことができる体制をとること。
- ・ 必要に応じて、有識者の持つ知見を事業実施に活用できるようにすること。
- ・ 事業実施に当たって実施した調査については、調査に際して収集した資料が公開できるよう、公開範囲を入手元と可能な限り調整すること。
- ・ 本作業の実施に当たっては、原則として「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」等に記載された事項を遵守すること。また、今後契約期間中に当該文書が改定された場合には、それに従うこととするが、より良い作業の進め方について提案がある場合には、経済産業省に提案、協議の上、当該提案に基づき実施してもよい。
- ・ 本事業の実施に伴い取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年５月３０日法律第５７号）等の関係法令を遵守し、適切に管理すること。

6. 情報セキュリティに関する事項

業務情報を取り扱う場合又は業務情報を取り扱う情報システムやウェブサイトの構築・運用等を行う場合、別記１「情報セキュリティに関する事項」を遵守し、情報セキュリティ対策を実施すること。

7. 情報管理体制

- (1) 受注者は本事業で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、発注者に対し「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報管理体制図）」及び「情報取扱者名簿」（氏名、個人住所、生年月日、所属部署、役職等が記載されたもの）別紙1を契約前に提出し、担当課室の同意を得ること（住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。）。

なお、情報取扱者名簿は、委託業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を掲載すること。

（確保すべき履行体制）

契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、経済産業省が保護を要しないと確認するまでは、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

- (2) 本事業で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいしてはならないものとする。ただし、担当課室の承認を得た場合は、この限りではない。
- (3) (1) の情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面又は情報取扱者名簿に変更がある場合は、予め担当課室へ届出を行い、同意を得なければならない。

8. 納入物

事業成果物について、経済産業省が指示する納入時期に従い、以下の要領で提出すること。

なお、成果物のすべての権利は経済産業省に帰属するものとする。

① 委託事業報告書

・事業で取り組んだ内容（初期仮説、事業中に実施した内容、自走化の検討をまとめた内容を含む）

② 広報用の成果物（記事及びリーフレット等）

③ その他、クリエイティブとして作成したもの

また、委託事業報告書の作成方法は、以下のとおりとする。

・事業報告書の電子媒体1部を経済産業省に納入。

※ 電子媒体を納入する際、経済産業省が指定するファイル形式に加え、透明テキストファイル付PDFファイルに変換した電子媒体も併せて納入。

※ 報告書電子媒体の作成方法の確認及び様式1・様式2のダウンロードは、下記URLから行うこと。

<https://www.meti.go.jp/topic/data/e90622aj.html>

9. 納入場所

経済産業省商務情報政策局情報技術利用促進課（本館3階西6）

10. 履行完了後の情報の取扱い

国から提供した資料又は国が指定した資料の取扱い（返却・削除等）については、経済産業省の指示に従うこと。業務日誌を始めとする経理処理に関する資料については適切に保管すること。

情報セキュリティに関する事項

以下の事項について遵守すること。

- 1) 受託者は、契約締結後速やかに、情報セキュリティを確保するための体制並びに以下 2)～18)に記載する事項の遵守の方法及び提出を求める情報、書類等（以下「情報セキュリティを確保するための体制等」という。）について、経済産業省（以下「当省」という。）の担当職員（以下「担当職員」という。）に提示し了承を得た上で確認書類として提出すること。ただし、別途契約締結前に、情報セキュリティを確保するための体制等について担当職員に提示し了承を得た上で提出したときは、この限りでない。また、定期的に、情報セキュリティを確保するための体制等及び対策に係る実施状況を紙媒体又は電子媒体により報告すること。加えて、これらに変更が生じる場合は、事前に担当職員へ案を提出し、同意を得ること。
なお、報告の内容について、担当職員と受託者が協議し不十分であると認めた場合、受託者は、速やかに担当職員と協議し対策を講ずること。
- 2) 受託者は、本業務に使用するソフトウェア、電子計算機等に係る脆弱性対策、不正プログラム対策、サービス不能攻撃対策、標的型攻撃対策、アクセス制御対策、情報漏えい対策を講じるとともに、契約期間中にこれらの対策に関する情報セキュリティ教育を本業務にかかわる従事者に対し実施すること。
- 3) 受託者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）の取扱いには十分注意を払い、当省内に複製が可能な電子計算機等の機器を持ち込んで作業を行う必要がある場合には、事前に担当職員の許可を得ること。なお、この場合であっても、担当職員の許可なく複製してはならない。また、作業終了後には、持ち込んだ機器から情報が消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。
- 4) 受託者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体）について、担当職員の許可なく当省外で複製してはならない。また、作業終了後には、複製した情報が電子計算機等から消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。
- 5) 受託者は、本業務を終了又は契約解除する場合には、受託者において本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）を速やかに担当職員に返却し、又は廃棄し、若しくは消去すること。その際、担当職員の確認を必ず受けること。
- 6) 受託者は、契約期間中及び契約終了後においても、本業務に関して知り得た当省の業務上の内容について、他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

なお、当省の業務上の内容を外部に提供する必要が生じた場合は、提供先で当該情報が適切に取り扱われないおそれがあることに留意し、提供の可否を十分に検討した上で、担当職員の承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供すること。

- 7) 受託者は、本業務の遂行において、情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがある場合の対処方法について担当職員に提示すること。また、情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがあることを認知した場合には、速やかに担当職員に報告を行い、原因究明及びその対処等について担当職員と協議の上、その指示に従うこと。
- 8) 受託者は、「経済産業省情報セキュリティ管理規程（平成 18・03・22 シ第 1 号）」、「経済産業省情報セキュリティ対策基準（平成 18・03・24 シ第 1 号）」及び「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和 5 年度版）」（以下「規程等」と総称する。）を遵守すること。また、契約締結時に規程等が改正されている場合は、改正後の規程等を遵守すること。
- 9) 受託者は、当省又は内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターが必要に応じて実施する情報セキュリティ監査、マネジメント監査又はペネトレーションテストを受け入れるとともに、指摘事項への対応を行うこと。
- 10) 受託者は、本業務に従事する者を限定すること。また、受託者の資本関係・役員の情報、本業務の実施場所、本業務の全ての従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を担当職員に提示すること。なお、本業務の実施期間中に従事者を変更等する場合には、事前にこれらの情報を担当職員に再提示すること。
- 11) 受託者は、本業務を再委託（業務の一部を第三者に委託することをいい、外注及び請負を含む。以下同じ。）する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるよう、上記 1) から 10) まで及び 12) から 18) までの措置の実施を契約等により再委託先に担保させること。また、1) の確認書類には再委託先に係るものも含むこと。
- 12) 受託者は、外部公開ウェブサイト（以下「ウェブサイト」という。）を構築又は運用するプラットフォームとして、受託者自身（再委託先を含む。）が管理責任を有するサーバ等を利用する場合には、OS、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、セキュリティ修正プログラムが提供されている場合には業務影響に配慮しつつ、速やかに適用を実施すること。また、ウェブサイト構築時においてはサービス開始前に、運用中においては年 1 回以上、ポートスキャン、脆弱性検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。
- 13) 受託者は、ウェブサイトを構築又は運用する場合には、インターネットを介して通信する情報の盗聴及び改ざんの防止並びに正当なウェブサーバであることを利用者が確認できるようにするため、TLS(SSL)暗号化の実施等によりウェブサイトの暗号化の対策等を講じること。

なお、必要となるサーバ証明書には、利用者が事前のルート証明書のインストールを必要とすることなく、その正当性を検証できる認証局（証明書発行機関）により発行された電子証明書を用いること。

- 14) 受託者は、ウェブサイト上のウェブアプリケーションの構築又は改修を行う場合には、独立行政法人情報処理推進機構が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」（以下「作り方」という。）に基づくこと。また、ウェブアプリケーションの構築又は更改時においてはサービス開始前に、運用中においてはウェブアプリケーションへ修正を加えた場合や新たな脅威が確認された場合に、「作り方」に記載されている脆弱性の検査等（ウェブアプリケーション診断）を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。併せて、「作り方」のチェックリストに従い対応状況を確認し、その結果を記入したチェックリストを担当職員に提出すること。なお、チェックリストの結果に基づき、担当職員から指示があった場合は、それに従うこと。
- 15) 受託者は、ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステム等の当省外向けシステムを構築又は運用する場合には、政府機関のドメインであることが保証されるドメイン名「.go.jp」を使用すること。
- 16) 受託者は、情報システム（ウェブサイトを含む。以下同じ。）の設計、構築、運用、保守、廃棄等（電子計算機、電子計算機が組み込まれた機器、通信回線装置、電磁的記録媒体等のハードウェア又はソフトウェア（以下「機器等」という。）の調達を含む場合には、その製造工程を含む。）を行う場合には、以下を実施すること。
 - ①各工程において、当省の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類等を提出すること。
 - ②情報システムや機器等に意図しない変更が行われる等の不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、当省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備していること。これらが妥当であることを証明するため書類を提出すること。
 - ③不正プログラム対策ソフトウェア等の導入に当たり、既知及び未知の不正プログラムの検知及びその実行の防止の機能を有するソフトウェアを導入すること。
 - ④情報セキュリティ対策による情報システムの変更内容について、担当職員に速やかに報告すること。また、情報システムが構築段階から運用保守段階へ移行する際等、他の事業者へ引き継がれる項目に、情報セキュリティ対策に必要な内容を含めること。
 - ⑤サポート期限が切れた又は本業務の期間中にサポート期限が切れる予定がある等、サポートが受けられないソフトウェアの利用を行わないこと、及びその利用を前提としないこと。また、ソフトウェアの名称・バージョン・導入箇所等を管理台帳で管理することに加え、サポート期限に関する

ものを含むソフトウェアの脆弱性情報を収集し、担当職員に情報提供するとともに、情報入手した場合には脆弱性対策計画を作成し、担当職員の確認を得た上で対策を講ずること。

⑥電子メール送受信機能を含むシステム等の当省外向けシステムを構築又は運用する場合には、政府機関のドメインであることが保証されるドメイン名「.go.jp」を使用すること。

⑦電子メール送受信機能を含む場合には、SPF（Sender Policy Framework）等のなりすましの防止策を講ずるとともに SMTP によるサーバ間通信の TLS（SSL）化や S/MIME 等の電子メールにおける暗号化及び電子署名等により保護すること。

17) 受託者は、本業務を実施するに当たり、民間事業者等が不特定多数の利用者に対して提供する、画一的な約款や規約等への同意のみで利用可能となる外部サービス（ソーシャルメディアサービスを含む）を利用する場合には、これらのサービスで要機密情報を扱ってはならず、8)に掲げる規程等に定める不正アクセス対策を実施するなど規程等を遵守すること。また、外部サービスを利用する場合は、その利用状況を管理すること。

なお、受託者は、委託業務を実施するに当たり、クラウドサービスを調達する際は、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」において登録されたサービスから調達することを原則とすること。

18) 受託者は、ウェブサイトの構築又はアプリケーション・コンテンツ（アプリケーションプログラム、ウェブコンテンツ等の総称をいう。以下同じ。）の開発・作成を行う場合には、利用者の情報セキュリティ水準の低下を招かぬよう、以下の内容も含めて行うこと。

①提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツが不正プログラムを含まないこと。また、そのために以下を含む対策を行うこと。

(a) ウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツを提供する前に、不正プログラム対策ソフトウェアを用いてスキャンを行い、不正プログラムが含まれていないことを確認すること。

(b) アプリケーションプログラムを提供する場合には、当該アプリケーションの仕様に反するプログラムコードが含まれていないことを確認すること。

(c) 提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツにおいて、当省外のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生する機能が仕様に反して組み込まれていないことを、HTMLソースを表示させるなどして確認すること。

②提供するウェブサイト又はアプリケーションが脆弱性を含まないこと。

③実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない場合を除き、実行プログラム形式でコンテンツを提供しないこと。

④電子証明書を用いた署名等、提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの改ざん等がなく真正なものであることを確認できる手段がある場合には、それをウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの提供先に与えること。なお、電子証明書を用いた署名を用いるときに、

政府認証基盤（GPKI）の利用が可能である場合は、政府認証基盤により発行された電子証明書を用いて署名を施すこと。

- ⑤提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの利用時に、脆弱性が存在するバージョンのOS、ソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下させる設定変更をOS、ソフトウェア等の利用者に要求することがないように、ウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの提供方式を定めて開発すること。
- ⑥当省外へのアクセスを自動的に発生させる機能やサービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツに組み込まれることがないように開発すること。ただし、必要があつて当該機能をウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツに組み込む場合は、当省外へのアクセスが情報セキュリティ上安全なものであることを確認した上で、他のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生すること、サービス利用者その他の者に関する情報が第三者に提供されること及びこれらを無効にする方法等が、サービス利用者において容易に確認ができるよう、担当職員が示すプライバシーポリシー等を当該ウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツに掲載すること。

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

①情報取扱者名簿

		氏名	個人住所	生年月日	所属部署	役職	パスポート 番号及び国 籍(※4)
情報管理責任者(※1)	A						
情報取扱管理者(※2)	B						
	C						
業務従事者(※3)	D						
	E						
再委託先	F						

(※1) 受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

(※2) 本事業の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本事業の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

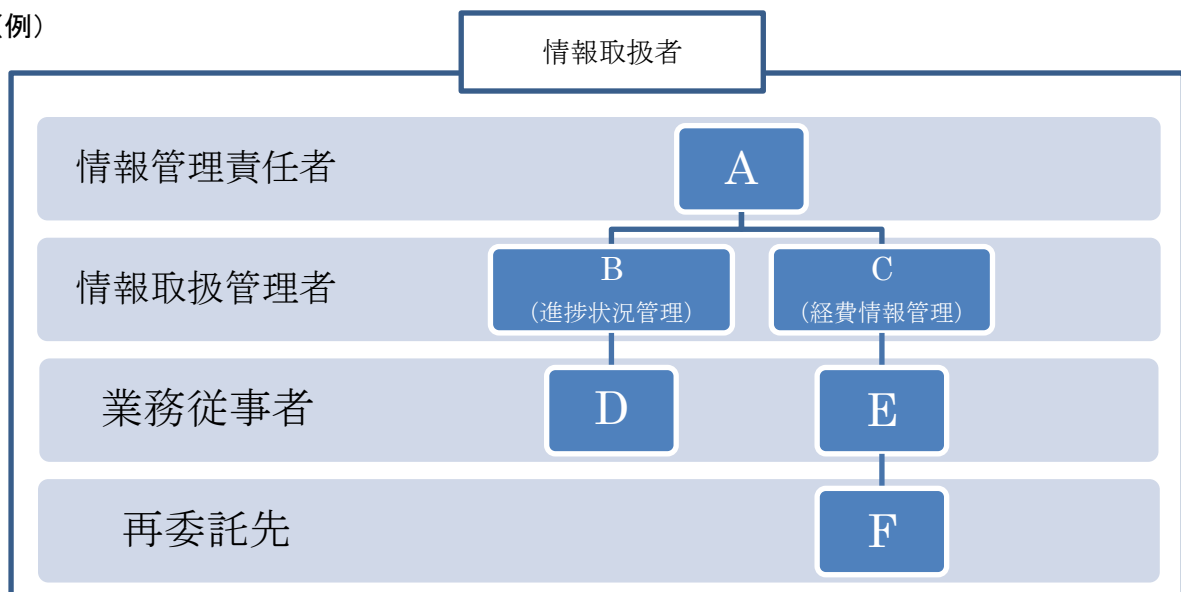
(※3) 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※4) 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。

(※5) 住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。

②情報管理体制図

(例)



【情報管理体制図に記載すべき事項】

- ・ 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。(再委託先も含む。)
- ・ 本事業の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。